

市会議案第 1 5 号

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

吹田市議会議員 林 恭広

同 橋本 潤

同 井口 直美

同 川田 尚

吹田市条例第 号

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例（案）

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年吹田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「740,000円」を「592,000円」に改め、同条第2号中「700,000円」を「560,000円」に改め、同条第3号中「650,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（提案理由）

議員報酬を削減し、市民が求めるサービス向上の実現に努める必要があるため、本案を提出するものです。

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(議員報酬) 第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。 (1) 議長 <u>740,000円</u> (2) 副議長 <u>700,000円</u> (3) 前2号に掲げる者以外の議員 <u>650,000円</u>	(議員報酬) 第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。 (1) 議長 <u>592,000円</u> (2) 副議長 <u>560,000円</u> (3) 前2号に掲げる者以外の議員 <u>520,000円</u>